

広島県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十七年九月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年九月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大竹湯来線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大竹市玖波六丁目五四〇番三三地从先から 大竹市玖波六丁目五四〇番二七地先まで	九・五〇 一・二〇〇〇	五・八〇 一・二〇〇〇		一・二〇〇〇	拡幅